

○防犯アドバイザー制度運用要領の制定について（例規通達）

平成19年4月19日

佐本生企発第171号

改正 平成20年11月佐本務発第1030号、26年2月佐本生企発第84号

地域住民等に対し専門的な防犯知識を提供するための機会を充実させるとともに、地域住民等の防犯知識の習得を効果的に推進するため、別添のとおり、「防犯アドバイザー制度運用要領」を制定し、平成19年4月19日から運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

防犯アドバイザー制度運用要領

第1 総則

1 目的

この要領は、防犯対策に知見を有する者を防犯アドバイザーとして委嘱し、学校、事業者、地域住民等（以下「地域住民等」という。）の要望に応じて派遣するため、防犯アドバイザーの任務、委嘱、業務管理等について必要な事項を定め、もって防犯アドバイザー制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

2 任務

防犯アドバイザーは、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 地域住民等の要望に応じ、防犯講習を実施すること。
- (2) 地域住民等の要望に応じ、防犯用品展示会を実施すること。
- (3) 地域住民等の要望に応じ、防犯診断を実施すること。
- (4) 地域住民等の要望に応じ、防犯相談を実施すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、警察本部長が必要と認めること。

3 運営方針

防犯アドバイザー制度の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 計画的かつ継続的な派遣に努めること。
- (2) 県民の防犯意識の啓発及び高揚に努めること。
- (3) 具体的かつ実践的な防犯知識の普及に努めること。
- (4) 防犯アドバイザーの選定に当たっては、被委嘱者の防犯分野に関する専門的な知識について検討すること。
- (5) 広報媒体を通じ、防犯アドバイザー制度についての周知を図るよう努めること。

第2 防犯アドバイザーの委嘱等

1 推薦

警察署長は、次に掲げるすべての要件を備え、防犯アドバイザーとして適任と認める者を、警察本部長に推薦するものとする。

- (1) 社団法人日本防犯設備協会が認定する総合防犯設備士若しくは防犯設備士の資格を有する者、防犯性能の高い建物部品取扱業者で防犯対策に知見を有するもの、防犯対策に知見を有する警備員又は警察署長が防犯対策に知見を有すると認める者であること。
- (2) 防犯アドバイザーとしての業務を遂行しうる体力、人格、教養及び識見を有し、かつ、当該業務に熱意がある者であること。
- (3) 推薦時の年齢が、20歳以上70歳以下である者であること。
- (4) 推薦時において、3年以上継続して委嘱することについて支障を来すおそれがない者であること。
- (5) 県内に居住又は勤務先を有する者であること。
- (6) 企業等の被雇用者である場合は、雇用者等からの承認が得られる者であること。

2 推薦手続

警察署長は、防犯アドバイザーの推薦を行う場合は、防犯アドバイザー推薦調書（様式第1号）に被推薦者の履歴書（推薦前3か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真を貼付したもの）及び身分を証明できる書面の写し並びに被推薦者が企業等の被雇用者である場合には雇用者等からの承認書を添えて、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して行うものとする。

3 委嘱

警察本部長は、警察署長から推薦を受けた者が、防犯アドバイザーとして適任と認めたときは、委嘱状（様式第2号）及び防犯アドバイザー証（様式第3号）を交付して防犯アドバイザーを委嘱するものとする。

4 委嘱期間

防犯アドバイザーの委嘱期間は原則3年間とし、期間の更新を妨げないものとする。

5 解嘱

警察本部長は、防犯アドバイザーから転勤その他の理由により辞任の申出があったとき、又は防犯アドバイザーにその業務を遂行するのに適さない事由が発生したと認められるときは、これを解嘱することができる。

第3 業務管理等

1 遵守事項

防犯アドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯アドバイザーの業務に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- (2) 防犯アドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならないこと。
- (3) その他防犯アドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならないこと。

2 名簿

生活安全企画課長は、防犯アドバイザー名簿（様式第4号）を作成してこれを管理するものとする。

3 派遣要望

防犯アドバイザーの派遣要望は、地域住民等が防犯アドバイザー要望書（様式第5号）を地域住民等の所在地を管轄する警察署長を経由して警察本部長に提出することにより行うものとする。

4 業務依頼

防犯アドバイザー要望書を受理した警察本部長は、要望に適した防犯アドバイザーについて必要な調整を行った上で、防犯アドバイザーに対し防犯アドバイザー業務依頼書（様式第6号）により業務依頼を行うものとする。この場合、警察本部長は、地域住民等からの要望に応じ又は必要があると認める場合は、複数の防犯アドバイザーに業務依頼を行うことができる。

5 業務報告

業務依頼を受け、業務を行った防犯アドバイザーは、業務終了の日から7日以内に防犯アドバイザー業務実施結果報告書（様式第7号）を業務地を管轄する警察署長を経由して警察本部長に提出するものとする。

第4 雑則

1 謝金等

防犯アドバイザーの謝金及び旅費については、別に定めるところによる。

2 事務処理

防犯アドバイザー制度に関する事務は、生活安全企画課において行う。

様式第1号(第2の2関係)

佐賀県警察本部長 殿

警察署長

防犯アドバイザー推薦調書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 (歳)
本 籍			
現 住 所			
職 業			
勤 務 先			
ア ド バ イ ザー業務に 関係する経 歴等			
推 薦 の 要 件 及び資格			
署長意見			

様式第2号(第2の3関係)

第 号

委 嘱 状

殿

あなたを防犯アドバイザーとして委嘱します。

委嘱期間 年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日

佐賀県警察本部長 

様式第3号(第2の3関係)

(表)

写真	防 犯 ア ド バ イ ザ ー 証 委嘱番号 第 号 有効年月日 年 月 日 氏 名
↑ ↓ 30mm	↑ ↓ 55mm
← → 20mm	防犯アドバイザーであることを証する。 佐賀県警察本部長 印
← → 85mm	

(裏)

留 意 事 項
1 業務に従事するときは、本証を必ず携帯すること。 2 他人に譲渡し、又は貸与しないこと。 3 住所又は氏名を変更した場合は、速やかに警察本部生活安全企画課に届け出ること。 4 本証を汚し、損じ、若しくは無くした場合又は氏名を変更した場合は、再交付を受けること。 5 委嘱期間が満了すれば、速やかに返納すること。

様式第4号(第3の2関係)

防犯アドバイザー名簿

氏 名	委 嘱 期 間	住 所	知見を有する分野

様式第5号(第3の3関係)

佐賀県警察本部長 殿

住所
氏名

防犯アドバイザー要望書

のため防犯アドバイザーの派遣を要望します。

要 望 団 体 名	
派 遣 要 望 日 時	
派 遣 要 望 地	
要 望 内 容	
担当者及び連絡先	

様式第6号(第3の4関係)

防犯アドバイザー

殿

佐賀県警察本部長

防犯アドバイザー業務依頼書

防犯アドバイザー制度運用要領第3の4の規定により、次のとおり業務を依頼します。

種別	
防犯アドバイザー氏名	
業務名	
業務日時	
業務地	
業務内容	
担当者及び連絡先	

様式第7号(第3の5関係)

佐賀県警察本部長 殿

防犯アドバイザー
住 所

氏 名

防犯アドバイザー業務実施結果報告書

防犯アドバイザー制度運用要領第3の5の規定により、次のとおり結果を報告します。

業 務 名	
業 務 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
業 務 地	
実施業務内容	
備 考	

様式第1号（第2の2関係）

様式第2号（第2の3関係）

様式第3号（第2の3関係）

様式第4号（第3の2関係）

様式第5号（第3の3関係）

様式第6号（第3の4関係）

様式第7号（第3の5関係）